

ITOSHIMACITY INFORMATION

がんばる中小企業者 応援補助金制度を利用しませんか

問い合わせ

糸島市商工観光課 ☎(332) 2079
糸島市公式HPより [がんばる中小企業](#)

検索

有限会社 白糸酒造

江戸時代より続く古式手法「ハネ木搾り」を全国で唯一続けている蔵元さんです。白糸酒造の酒造りは、糸島産の酒米「山田錦」と育振山系の地下水を使っており、機械搾りでは出せないまろやかな味が特徴です。

▶がんばる中小企業者応援補助金の活用例

甘酒を大量生産するためにタンクを増設し、その一部に補助金を活用。

▶事業者から一言

甘酒は、昔から「飲む点滴」といわれており、子どもからお年寄りまでその人に合った飲み方で、美容や健康、老化防止などさまざまな効果が現れています。そこで、今後、需要が伸びると思い、増産を考えていたところ、商工会から補助金のことを聞き、利用させてもらいました。申請書類や手続きも、難しいことはなく、市の認可を受けることができました。弊社にとっても大変助かりましたので、今後も利用させてもらえればと考えています。



ノンアルコール甘酒「しらいと」

糸島市では、市内商工業の活性化を図るため、やる気のある事業者のみなさんを応援する補助金を用意しています。

補助金制度が出来てから、既に40件を超える申請があり、また、この制度を利用された事業者を今後、いくつか紹介していきます。今年度も「がんばる中小企業者応援補助金制度」が利用できますので、詳しくは問い合わせください。

軽自動車税の納税と減免

問い合わせ

糸島市税務課 ☎(323) 1111
糸島市公式HPより [軽自動車税](#)

検索



福岡県糸島市 納付書兼納入済通知書

軽自動車税の減免
障がいのある人が使用する軽自動車または、障がい者の送迎などに使用される軽自動車は、障がいの

納期限 5月31日(木)

納税通知書の送付
平成24年度軽自動車税の納税通知書を、5月中旬に送付します。
コンビニでの納付も可能です。納期限内に納付していただきますようお願いいたします。

程度により、軽自動車税が減免されることがあります。ただし、毎年、期限内に申請する必要がありますので、忘れずに手続きをお願いいたします。

減免対象

身体障害者手帳や療育手帳などを所持する人や、その人の移動のために家族が使用する軽自動車。

※減免は障がい者1人につき1台。普通自動車で減免を受ける場合は該当しません。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳など
- ②納税通知書
- ③対象車を運転する人の免許証
- ④印鑑

申請期限
納税通知書が届いてから5月24日(木)まで

糸島市立公民館で 学び・活動に参加しませんか

問い合わせ

糸島市生涯学習課 ☎(332) 2092
糸島市公式HPより [公民館](#) [利用](#)

検索

別表 糸島市立公民館

館名	住所	電話番号
波多江公民館	波多江駅北四丁目11-30(波多江小西側)	☎(322) 1614
東風公民館	潤四丁目10-2(東風小北西側)	☎(321) 1114
前原公民館	前原東二丁目2-5(前原小南側)	☎(322) 2481
前原南公民館	前原南一丁目11-23(前原南小東側)	☎(324) 1763
南風公民館	南風台八丁目10-52(南風小西側)	☎(322) 9656
加布里公民館	神在1112(加布里小東側)	☎(322) 3026
長糸公民館	川付876-1(長糸小東側)	☎(323) 2032
雷山公民館	蔵持838-6(雷山小北側)	☎(323) 0078
怡土公民館	井原916(怡土小東側)	☎(322) 7815
一貴山公民館	二丈石崎81(一貴山保育園西側)	☎(325) 0151
深江公民館	二丈深江1145-1(二丈中運動場南側)	☎(325) 0234
福吉公民館	二丈吉井4017(福吉郵便局北東側)	☎(326) 5501
可也公民館	志摩初18(市役所志摩支所東側)	☎(327) 1734
桜野公民館	志摩桜井5942(桜野小南西側、徒歩3分)	☎(327) 0259
引津公民館	志摩御床2165-3(引津小南側)	☎(328) 0855
芥屋公民館	志摩芥屋26-7(芥屋野球場南側)	☎(328) 2009

市立公民館では、さまざまなテーマの講座を開催している他、市民の自主運営によるサークル活動の場としても利用され、市の生涯学習拠点になっています。

●公民館主催講座

健康づくりや生きがいづくり、子どもの健全育成、趣味や教養などをテーマに、さまざまな講座を開催しています。

公民館だよりや公民館のホームページなどで、講座の案内を随時発信しています。気軽にご参加ください。

●公民館サークル

一般教養や健康づくり、文化・芸術などの学習や、ボランティア活動をしている市民の自主運営団体を、公民館サークルとして登録しています。

サークルは、仲間づくりや生きがいづくりに絶好の場です。あなたも参加してみませんか。

●公民館を利用しませんか

公民館では、学習や会議、研修、レクリエーションなどの場として、施設を有料で貸し出しています。

利用できる内容については、別途許可基準を定めています。詳しくはお尋ねください。

●校区活動の拠点

公民館は、生涯学習の場だけでなく、校区や地域の団体の活動場所と



市と市民の懇談会の場としても活用されています(写真は「どこでも市長室」の様子)



一貴山公民館で行われた絵本カーニバルの様子